

山梨県公報

号外第五十八号

平成二十七年

九月九日

水曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十七年九月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤 秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
金井洋介を支援する会	堀川 茂憲	饗場 守	斐崎市龍岡町下條東割九一九	平成二十七年 八月五日	平成二十七年 八月五日
木内吉英後援会	小野 富義	向山 幹夫	斐崎市若宮一丁目八―五八	平成二十七年 八月十八日	平成二十七年 八月十八日
山梨県進藤かねひこ後援会	白倉 政司	篠原 秀彦	北杜市須玉町江草八六七―一	平成二十七年 八月二十四日	平成二十七年 八月二十四日
内藤まさゆき後援会	内藤 正之	内藤 正之	斐崎市清哲町青木一八八〇	平成二十七年 八月二十七日	平成二十七年 八月二十八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧		新		旧		新		旧		新		旧		新		旧		新		旧		新		区分			
相沢としゆき後援会「人にやさしい活力ある甲州市を創る会」		相沢としゆき後援会「人にやさしい活力ある甲州市を創る会」(チーム相沢)		宮崎ひろみ後援会		佐野かつや後援会		浅川ひろやす後援会		自由民主党三富支部		自由民主党小菅村支部		自由民主党市川大門支部		山梨県土地改良政治連盟		守屋久を支援する久進会		山梨県林業政治連盟		自由民主党増穂支部		名称			
										坂本憲太郎		前島一彦		古家悦男		高山堅一		生山直樹		土橋金六		秋山由正		代表者氏名			
																		生山直樹		長田幸夫				会計責任者氏名			
				西八代郡市川三郷町上野一六〇二一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		西八代郡市川三郷町上野一六三八一一		主たる事務所の所在地	
八月三十日		平成二十七年		八月十三日		平成二十七年		四月一日		平成二十七年		八月十九日		平成二十七年		四月一日		三月四日		八月一日		平成二十七年		八月一日		異動年月日	
八月三十一日		平成二十七年		八月二十日		平成二十七年		八月十九日		平成二十七年		八月十七日		平成二十七年		八月十日		平成二十七年		八月七日		平成二十七年		八月五日		届出年月日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
坂口たけひろと進む会「岳進会」	澤 登 拓	原 田 喜 文	笛吹市石和町四日市場一七八七石和ビジネスセンタービル四階	平成二十七年七月十五日	平成二十七年八月十日
公明党をサポートする会	宮 原 稔 育	井 川 泰 雄	甲府市上石田一―二―三―二	平成二十七年八月二十日	平成二十七年八月二十日
税理士による堀内光雄後援会	湯 山 智 治	長 田 豊 明	甲府市中央二―一―一―三三	平成二十七年八月二十日	平成二十七年九月一日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	宮 崎 博 巳		宮崎ひろみ後援会	西八代郡市川三郷町市川大門四八五七―四	宮 崎 博 巳	平成二十七年八月十三日	平成二十七年八月二十日
旧				西八代郡市川三郷町下大鳥居一八五八―一			

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年九月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一三、八二九

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合

算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年九月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一八一、九〇四

山梨県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年九月九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名

三分の一の数

西八代郡	四、六七九
南巨摩郡	一、一一八
中巨摩郡	四、八四八
南都留郡	一、四三九
甲府市	五、七九五
富士吉田市	一、七三〇
都留市・西桂町	九、六六一
山梨市	一〇、〇三七
大月市	七、五二〇
韮崎市	八、二七八
南アルプス市	一、二六八
北杜市	一、三、六二九
甲斐市	一、九、六九八
笛吹市	一、九、〇八一
上野原市・北都留郡	七、四三一
甲州市	九、二三四
中央市	八、〇三四